

特産品焼酎製造免許の付与可能都道府県
(特産品焼酎のうち米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとするものに限る。)

当局管内の各府県における、令和 5 年度から令和 7 年度までの単式蒸留焼酎に係る課税移出数量及び消費数量は以下のとおりです。

これにより、特産品のうち、米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとする単式蒸留焼酎製造免許については、令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までの間、いずれも免許付与が可能です。

なお、表中の「X」は、情報を保護する観点から計数を秘匿したものです。

(単位：kl)

都道府県名	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 5 ～令和 7 年度			免許付与可能都道府県 (可能は○)
	課税移出数量	消費数量	課税移出数量	消費数量	課税移出数量	消費数量	平均課税移出数量	平均消費数量	平均消費－平均課税	
滋 賀 県	X	3,599	X	3,037	X	3,024	X	3,220	X	○
京 都 府	541	7,048	373	6,527	268	6,516	394	6,697	6,303	○
大 阪 府	X	26,272	X	25,846	X	25,009	X	25,709	X	○
兵 庫 県	259	14,385	346	14,184	353	13,838	319	14,136	13,817	○
奈 良 県	10	3,013	8	3,202	9	3,143	9	3,119	3,110	○
和 歌 山 県	77	2,762	75	2,634	68	2,596	73	2,664	2,591	○

(注) 上記数量は、いずれも令和 8 年 6 月 30 日現在の数量により算出しています。